

〈入居料（1ヵ月あたり）〉

対象収入による階層区分		利 用 料		
		生活費	サービスの提供に要する費用	居住に要する費用
1	1,500,000円以下	54,100	10,000	個室A 22,000
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	54,100	13,000	2人部屋 36,500
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	54,100	16,000	個室B 36,500
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	54,100	19,000	居室番号 <個室Aタイプ> 301～308・401～415 501～515・601～615 <2人部屋タイプ> 310・416・516 <個室Bタイプ> 616
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	54,100	22,000	
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	54,100	25,000	
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	54,100	30,000	
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	54,100	35,000	
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	54,100	40,000	
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	54,100	45,000	
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	54,100	50,000	
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	54,100	57,000	
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	54,100	64,000	
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	54,100	71,000	
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	54,100	73,000	
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	54,100	73,000	
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	54,100	73,000	
18	3,100,000円以上	54,100	73,000	

注1) 11月から3月の間は、冬期加算として2,400円を加算します。

注2) 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注3) 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の額については、30パーセント減額した額とします。

注4) 月途中での入退居は、日割り計算（生活費・居住に要する費用・冬期加算）にて精算します。